

立命館大学大学院法務研究科 2017年度自己評価報告書

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と2017年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2018年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2017年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」から始まる100年にわたる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第1に、グローバル化の進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第2に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第3に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第1にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法」の講義や、その協力の下にワシントンD. C. で実施している「外国法務演習I(ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「京都セミナー」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第2の法曹としての専門分野の能力開拓は、展開・先端科目の講義4単位と演習4単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第3の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニックⅠに関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同Ⅱについても大津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の3弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2017年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたってはA評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2017年度司法試験においては、全国13位となる21名の本研究科修了者が合格した。合格者数が前年度より8名減り、合格率は12.1%であった（前年度は13.6%。2017年度の全国平均は25.9%）。今後とも教育内容・方法の一層の改善を進め、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制も充実させていかなければならない。

Ⅱ 研究科を取り巻く情勢と2017年度の教学課題

1. 社会的環境

適性試験の受験者数は漸減傾向を続けている。2017年度の実受験者（入学資格を有する実受験者数）3,014名であり、前年度に比べて2016年度の実受験者数3,210名から微減している。したがって、法科大学院進学希望者の数は、依然として減少する傾向が続く。この傾向に合わせ、本学志願者・入学者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。これに加え、司法試験合格者の就職難に関する報道などにより、法科大学院進学希望者の数の減少が、いつ下げ止まるか不明な状況である。なお、2018年度から適性試験が実施されなくなり、法科大学院受験へのハードルはやや下がったが、2018年度以降法科大学院の進学志望者が増加するかどうかは予断を許さない状況である。

他方、司法試験合格者は、当初の目標が3,000人であったが、2008年度2,065人、2009年度2,043人、2010年2,074人、2011年度2,063人、2012年度2,102人、2013年度2,049人と2,000人以上を維持してきたが、2014年度1,810人となって、初めて2,000人を下回り、2015年度も1,850人となった。さらに、2016年度1,583人と大きく減少したが、2017年度には、1,543人と微減となったが、減少傾向は続いている。

以上のように、法科大学院は制度的に非常に厳しい環境のもとに置かれている。しかし、2018年入試（2017年度実施）においては、Vで述べるように、入試改革に伴い本法科大学院の受験者入学者ともに増加した。

2. 学生実態

本法科大学院の2017年度入学者は18名であり、過去最低の入学者数となった（2018年度は31名である）。特に法学未修者の落ち込みが大きく、未修の入学者は2名のみであった。これを出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、14名（全員法学部出身）であり、立命館大学出身者が78%と昨年度と同様過半数を占める状況になった。社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は3名であった。うち法学部以外の学部出身者は1名であった。

入学者の男女比率は、2017年度は、既修は女性4名対男性12名であった。未修は女性1名対男性1名であった。入学者全体では、女性5名対男性13名である。

2017年度の休学者は5名（継続4名、新規1名）、退学者は7名（うち、休学終了をもって退学した者は4名）、除籍者0名であった。なお、回生進行保留（原級留置）者は3名（既修0名、未修3名）であった。休学理由は、病気2件、経済的理由2件、勤務の都合1件である。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もおり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3. 教育体制

本法科大学院の2017年度の専任教員総数は25名であり、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を超えている。また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保している。今後とも計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を係属する必要がある。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

（1）法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を前期と後期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、前期に、憲法A（3単位）、民法（4単位・契約法Ⅰ）、民法Ⅱ（2単位・不法行為）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）、行政法Ⅰ（1単位）を配置し、後期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が高くかつ条件の整う科目(刑事訴訟法演習)においてグレード制を実施している。グレード制の取り組みが、学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われており、今後も検討が続けられるべきである。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

(2) 実務基礎科目

① 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。

また、公法、刑事法、民事法のすべての実務総合演習科目で、履修前提科目のGPAに基づいてグレード別クラスを編成し、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように徹底している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、引き続き検討が必要である。

② 実習科目

リーガルクリニックⅠ(法律相談)、リーガルクリニックⅡ(女性と人権)、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2017年度の受講生は、リーガルクリニックⅠ14名、リーガルクリニックⅡ4名、エクスターンシップ9名であった。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

③ リーガルリサーチ&ライティングを必修科目とし、未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

(3) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に答えられていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択され

た少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習には、2017年度は3名の受講生、1名の本研究科修士及び1名の弁護士が参加した。入学者数の減少に伴い年々、適切な数の受講生を確保することが困難になりつつある。地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2017年度も2月（2018年）に朱雀キャンパスで実施した。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、元シンガポール大使を講師として招聘するほか、立命館大学、京都大学、成城大学、筑波大学、国士舘大学、早稲田大学、神戸大学、シドニー大学、クイーンズランド工科大学、北浜法律事務所より講師を招へいし、講義はすべて英語で行われた。参加者数は51名（うち法科大学院生5名、法学研究科生1名、法学部生5名）であった。本科目についても、地球市民法曹養成の観点から、法科大学院受講生を増加させる努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義として、「民事介入暴力」、「最高裁憲法判例」、「複雑民事訴訟」「民法（債権法）改正」の4科目を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

（４）定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔（いわゆるリーディングピリオド）をおくように配慮している。

（５）成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないよう、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないよう

にする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。その結果、本年度は、担当者間で成績評価のばらつきは解消した。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっているといえる。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

(6) 疑義照会・異議申立て

2017年度前期の疑義照会は2件(1名)、異議申立ては2件(1名)であった。2017年度後期の疑義照会及び異議申立ては0件であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

2017年9月の司法試験合格実績は21名(西日本私立大学1位・全国私立大学5位・全国13位)であった(このうち1名は未修の新卒者であった)。従来からの課題である合格率については、12.1%にとどまり、全国平均25.9%の半分に満たない厳しい結果となった。

法科大学院をめぐっては、全国的に受験者、入学者が顕著に減少し極めて厳しい状況が継続し、本学も例外ではない。そこで、司法試験合格者の質の確保という法科大学院教育の使命の原点に再度立ち返るべく、2016年度には、司法試験科目における指導の充実、履修時期の見直し及びの入学者・在学者の減少に伴う科目の精選の基本方針を掲げてカリキュラム改革を行った。

2017年度末に新カリキュラムを履修した既修者が卒業して司法試験を受験する。カリキュラム改革の成果が期待される。

IV FD等の授業改善

2017年度FD委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、実務基礎科目の各科目担当教員8名で構成した。FD委員会は、夏季休暇を除いて合計17回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

(1) 概要

例年、前期、後期中頃と終わりに2回ずつ授業改善アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告をし、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

(2) 2017年度前期第1回授業改善アンケート

前期第6週5月15日(月)～19日(金)に実施した。実施方式は、昨年度後期と同じく、授業開始時に配布し、授業終了後に回収する方式とした。回収率は延べ555名中532名(95.9%)と高い数字であった。全科目延べの満足度は、「非常に満足」36.6%、「満足」58.3%と高い数字となっている。自由記述欄の記載は約4割であった。

(3) 2017年度前期第2回授業改善アンケート

前期第14週～第15週7月10日(月)～21日(金)に実施した。実施方式は、前期と同じく、授業開始時に配布し、授業終了後に回収する方式とした。回収率は延べ552名中524名(95%)であった。全科目延べの教員の達成度は、「非常に良く達成」44.5%と高い数字となっている。自由記述欄の記載があったのは全体で3割程度であった。

(4) 2017年度後期第1回授業改善アンケート

後期第1回授業アンケートを第6週10月30日(月)～11月3日(金)に実施した。実施方式は前期と同一である。回収率は延べ480名中439名(91.5%)であった。全科目延べの満足度は、「非常に満足」39.2%、「満足」56%と高い数字となっている。自由記述欄の記載があったのは全体の34.6%であった。

(5) 2017年度後期第2回授業改善アンケート

後期第2回授業アンケートを第14・第15週1月5日(金)～1月18日(木)に実施した。実施方式は、第1回目と同じである。なおアンケートの記載項目にあった回答者の法学系・非法学系の別はアンケートの匿名性を高める観点から削除した。回収率は延べ453名中422名(93.2%)であった。全科目の延べの到達度は、「非常によく達成」48.8%、「ある程度達成」49.5%と高い数字となっている。自由記述欄の記載があったのは全体で32.3%であった。

2. FDフォーラム

例年通り、FD活動の改善課題をテーマにして、3回のFDフォーラムを開催した。なお、当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子を録画のうえDVD化し、希望者が閲覧できるようにしている。

(1) 第1回FDフォーラム 2017年6月20日(火) 16:30-17:40 参加者17名
テーマ 「クラス規模と双方向・多方向授業(2) - 未修者法律基本科目」

報告者

- ① 趣旨説明 松本克美教授・FD委員長
- ② 憲法 坂田隆介准教授

- ③ 民法 中山布紗教授
- ④ 刑法 松宮孝明教授

昨年度の第1回FDフォーラムでは法律基本科目の演習科目を中心に「適正クラス規模と双方向授業について」をテーマに取り上げたが、今回は、この問題を未修者の法律基本科目に焦点を当てて検討した。

まず、松本委員長から法科大学院の入学者が減少する中で、さらに入学確保に向けて多様な努力をすることは当然であるが、他方でこのような少人数のクラス規模であっても効果的な授業の実践を工夫していくことが重要であり、今回のFDフォーラムでは、憲法、民法、刑法の各講義科目の授業実践を踏まえて、この点を検証し、さらなる授業改善に向けての礎石にしたいとの趣旨説明があった。

続いて、上記各科目から、授業での実践例が報告された。概ね、授業の冒頭に復習ないし予習事項に関する簡単な確認問題をその場で解かせて理解度を確認した上、適宜学生に質問をしながら双方向的に授業を進める点では共通している。クラス規模が少人数でも切磋琢磨はなし得るのであり、少人数での双方向的授業であるがゆえに、学生にとっては、教員から質問され、それに応える回数も多くなり、また、学生から授業進行中にも質問を出しやすい雰囲気となっているなどの積極的な面もあるとの報告がなされた。多様性確保という点では、教員から様々な見方を学生に提示して考えさせることによって人数の少なさを補っているということであった。

今回のフォーラムは法科大学院未修者の法律基本科目の効果的な授業運営を原点に立ち返って見直す良い契機となった。今後は、来年度の入学確保に向けての努力を続けるとともに、後期にも引き続き、本日のフォーラムで得られた効果的な授業実践を踏まえて授業の充実を図っていくことを確認した。

(2) 第2回FDフォーラム 2017年12月12日(火) 16:20-17:30 出席者13名

テーマ 「LETからmanaba+Rへの移行に伴うFD課題」

報告者

- ① 趣旨説明 松本克美教授・FD委員長
- ② manaba+Rの基本構造、使い方 河野有志郎氏(朝日ネット)
- ③ 実践例とFD課題 松本克美

法科大学院では、全学とは異なる独自のインターネット教育ツールとしてTKCが開発したシステム(本学ではLET=Law School Education Toolと名付けています)を導入し、判例データベースとリンクした各科目の予習課題や復習課題、教材などを掲載し、また、授業に関わる諸連絡なども行ってきた。2018年度から、教育ツールについては、LETから全学のmanaba+Rに移行することになった。そこで、今回のFDフォーラムでは、manaba+Rを開発した朝日ネット社の河野氏から同システムの基本構造と基本的な使い方につき、レクチャ

一を受け、その後、松本FD委員長から、民法演習Ⅱの担当クラスでの使い方の実践例なども紹介しながら、LETからmanaba+Rへの移行に伴うFD課題を議論した。

当日のフォーラムは、パソコンの画面で実際のmanaba+Rの利用の仕方を体験してみるために、朱雀キャンパス3Fの情報演習室を使用し行われた。配布された教員用のマニュアルも参照しつつ、河野氏より、レクチャーを受け、参加教員、職員が、使い方の実際を体験した。

今後のFD課題として、これまでLETでは簡単に行うことのできた複数クラスに共通のお知らせなどをmanaba+Rではどのように掲載するかなどの移行に伴う課題が指摘され、今後、事務的な対応策を検討すべきことが確認された。他方で、manaba+Rでは、LETにはない、出席確認や授業アンケート機能や小テスト出題、添削答案の返却、他の受講生も見れる形での各自の答案の掲示、レポート集約機能、成績記録なども可能なので、これらを今後のFD活動にどのように活かしていけるのか、2018年度の導入後に、さらに実践例を積み重ね、経験交流をしていくことを確認した。

(3) 第3回FDフォーラム報告 2018年3月6日(火) 16:20-17:00 出席者15名
テーマ 「認証評価を踏まえた授業アンケートの今後のあり方」

報告者 松本克美教授・FD委員長

立命館大学法科大学院は、今年度の後期に、日弁連法務研究財団の認証評価を受けた。その際、本法科大学院が授業アンケートを継続的に実施し、授業改善に役だてる組織的継続的な取り組みをしている点で高い評価を得たものの、他方で、学生の自由な回答ができる環境になっているか検討の余地があるとの指摘を受けた。

現行の授業アンケートは、「理解度」「教員の説明のわかりやすさ」「満足度」等の幾つかの項目について、例えば、1.非常にわかりやすい 2.わかりやすい 3.やや判りにくい 4.非常に判りにくい などの中から数字を選んで書く方式と自由記述欄の組合せをしたA4・1枚のアンケート用紙を授業中に配布して、最後に回収する方式で実施している。匿名ではあるが、少人数クラスが多くなる中で、自分の筆跡により誰が書いたのか特定されてしまうのではないかと懸念が学生に生じ、そのことが自由な回答を阻害しているとなれば改善が必要であろう。

松本委員長の方から、考えられる改善案としてA案:インターネット方式、B案:現行の授業アンケート方式+データ化したものを教員に返す方式、C案:選択肢のチェック方式+自由記述のインターネット入力方式などについて説明の上、D案として現行方式を基本にして回収の仕方を工夫するなど含めて種々の議論を行った。

次年度の授業アンケートを具体的にどうするかは、今回のフォーラムでの議論も踏まえ、次期FD委員会で検討してもらうことを確認して第3回FDフォーラムを終了した。

3. 授業参観

2017年度の授業参観はクラス規模が縮小している未修者の必修科目を対象に前期、後期、各1回ずつFD委員が分担した参観することにした。また、これとは別に例年通り、新設科目、新任教員の担当科目も参観対象にし、新任教員自身も他の授業を参観していただいた。

授業参観結果については、参観者が所定の報告用紙に、優れている点、改善すべき点などを記入し、参観対象教員に事務室を通じて回付するとともにFD委員会、教授会でもその報告を共有し、授業改善に役立っている。

4. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニューズレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2017年度は2017年3月30日に通巻第12号を発行した。

V 2018年度入試

1. 2018年度入試をめぐる状況

2017年の適性試験を受験した入学有資格受験者（法科大学院受験資格を有する受験者）は3,014名であり、前年比にして93.9%であった（2016年3,210名、2015年3,517名、2014年は3,994名、2013年は4,792名）。前年比で83.3%であった2014年、同88.1%であった2015年と比較すると、減少率はやや緩和されたといえる。しかし、全国的な法科大学院進学希望者数が減り続けている傾向には変化がない。

2017年の司法試験予備試験の合格者は444名であった（2016年405名、2015年394名、2014年356名）。一方で予備試験の合格者数は年々増加している。

司法試験合格者は、当初の目標は3,000人であったが、2013年まで、2,000人前後で推移してきた。ところが2014年から2,000人を下回りはじめ（1,810人）、2015年は1,850人、2016年は1,580人と大幅に減少した。2017年は1,543人である。この中で本学は、合格者数にして西日本の私立大学の中では1位2位を争う位置にある。

政策動向として、法科大学院全国統一適性試験の任意化（2019年度入試から）、入学者の3割を法学未修者又は社会人とする努力義務規定の廃止、法学部における法科大学院進学コースの設置を含めた法学部との連携、などが予定されているところである。

全国的に見れば、地理的には首都圏が優位、国公立対私学では、大学生の国公立志向と授業料の格差で国公立優位の傾向が続いている。2018年度の入学者数は31名（未修11名・既修20名。2017年度未修2名・既修16名。2016年度入学者30名（未修13名・既修17名））となっており、未修を中心に大きく落ち込んだ前年度から2016年度水準に回復した。しかし、なお2015年度の水準には回復できていない。定員が70名であるところ充足率は45.7%となっている。

回復基調とはいえ、志願者の確保、入学者の確保は引き続き急務の課題であり、①立命館

大学法学部との連携の一層の強化（法学部の法曹志願者の掘り起こしと本学受験者の確保）と、②立命館大学法学部以外の大学出身者に立命館が受験校として選ばれる状況の確保、③歩留まり向上の対策が検討されなければならない。

2. 2018年度入試の改革点

- ①前期日程について、これまでA方式、B方式のみの試験を同日に行ってきたが、併願が出来ず、C・D方式やオプション試験もなかった。受験生の前期日程へのシフトが進んでいると見られるため、前期日程を2日間化し、中期日程と同じ試験方式のメニューとした。
- ②試験会場について、後期日程については東京会場を廃止し、大阪会場で実施した。
- ③出願書類については、ある程度の字数を書かせる書類は、面接を要する入試方式のみに限定し、その他は簡素化した。
- ④上記③との関係で、合格判定に利用する考査（志望理由書、外国語、会場での試験）などの整理をした。
- ⑤入試日程の最後に行ってきた受験校調査と称するアンケートを廃止した。

3. 2018年度入試の実施状況

(1) 実施日程

	前期日程	備考
出願期間	2017年7月12日（水）～7月26日（水）	
科目選考	8月5日（土）A方式・B方式（訴訟法オプション試験）・C特別・D特別（面接） 8月6日（日）B方式・D特別	試験会場は京都（朱雀キャンパス）・東京（東京キャンパス）。
合格発表	8月25日（金）	
1次手続	2017年8月26日（金）～9月2日（金）	
2次手続	2018年2月23日（金）～3月9日（金）	

	中期日程	備考
出願期間	2017年8月7日（月）～8月23日（水）	
科目選考	9月2日（土）A方式・B方式（訴訟法オプション試験）・C特別・D特別（面接） 9月3日（日）B方式・D特別	試験会場は京都（衣笠キャンパス）・大阪（大阪いばらきキャンパス）。C特別・D特別は京都のみ。
合格発表	9月15日（金）	
1次手続	2017年9月16日（金）～9月30日（金）	
2次手続	2018年2月23日（金）～3月9日（金）	

	後期日程	備考
出願期間	2018年1月10日（水）～1月24日（水）	

科目選考	2月3日(土) A方式・B方式(訴訟法オプション試験)・C特別・D特別(面接)・E特別(面接・訴訟法オプション試験) 2月4日(日) B方式・D特別・E特別	試験会場は京都(朱雀キャンパス)・大阪(大阪いばらきキャンパス)。C特別・D特別・E特別は京都のみ。
合格発表	2月16日(金)	
1次手続	第2次手続と一括	
2次手続	2018年2月23日(金)～3月9日(金)	

転入学試験(後期日程と同日・同一会場で入学試験を実施)

※2017年度は出願者がおらず、執行せず。

出願資格の事前審査	2017年11月20日(月)～12月15日(金)
出願期間	2018年1月10日(水)～1月24日(水)
入学試験	2月3日(土)・4日(日)
合格発表	2月16日(金)
入学手続	2月23日(金)～3月9日(金)

(2) 試験会場

前期については京都と東京で実施、中期・後期については京都と大阪で実施した。京都会場は朱雀キャンパス、大阪会場は大阪いばらきキャンパス、東京会場は東京キャンパスを使用した。後期の東京会場は、ここ3年、受験者が微少またはゼロのため、大阪会場に変更した。

(3) 入学試験方式

未修・既修の一般入試であるA・B方式に加え、法学未修者の社会人または非法学系課程出身者を対象としたC特別方式(書類点・小論文・面接で選考)と、法学既修者の社会人を対象としたD特別方式(書類点・法律科目試験・面接で選考)を、実施している。また、2016年度入試からは、早期卒業予定者及び飛び級入学予定者を対象としたE特別方式(2年修了制・法律科目試験と面接で選考)を後期日程において実施するとともに、B方式(前期日程を除く)・E特別方式では、「訴訟法(民事訴訟法・刑事訴訟法)」を受験することもできるものとした。

2017年度入試から、未修コース選抜につき、小論文の受験に代えて又はそれに加えて、適性試験第4部(表現力を測る問題)の答案の写しを採点し、合格判定に利用した。

(4) 奨学金制度

2015年度入試以降、それまでの2年間支給型のA奨学金をS奨学金という名称に改め、その給付対象を増加させる運用を可能とするため、S奨学金とA奨学金をあわせて15名程度に支給するという仕組みで運用している。2016年度入試以降は、E特別方式の合格者に

は全員にいずれかの奨学金を給付するものとした。

4. 実施結果

2018年度入学試験の実施結果は以下のとおりである。

方式	定員	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
A方式	20	33	25	58	32	25	57	15	14	29	4	5	9	1.97
C特別方式		3	6	9	3	6	9	2	3	5	0	2	2	1.80
未修者小計	20	36	31	67	35	31	66	17	17	34	4	7	11	1.94
B方式	50	96	49	145	84	41	125	40	19	59	12	7	19	2.12
D特別方式		1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0.00
E特別方式		5	0	5	5	0	5	5	0	5	1	0	1	1.00
既修者小計	50	102	49	151	90	41	131	45	19	64	13	7	20	2.05
総計	70	138	80	218	125	72	197	62	36	98	17	14	31	2.01

【過去3か年比較】

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2018年度	前期	38	63	101	19	30	49	11	21	32
	中期	17	54	71	9	20	29			
	後期	12	34	46	6	14	20			
	合計	67	151	218	34	64	98			
2017年度	前期	18	47	65	6	23	29	2	16	18
	中期	21	45	66	11	14	25			
	後期	14	37	51	7	17	24			
	合計	53	129	182	24	54	78			
2016年度	前期	16	59	75	8	23	31	13	17	30
	中期	26	86	112	12	28	40			
	後期	12	40	52	9	20	29			
	合計	54	176	239	29	71	100			

5. 課題

(1) 志願者数と競争倍率

2018年度入試では、志願者数は218名（受験者（文科省基準）197名。2017年度はそれぞれ182名、157名）に増加した。志願者数は前年比119.8%（受験者数は前年度比125.5%）であった。全国的な法科大学院進学志望者数が減少するなか、2017年度までの3年間毎年20%以上志願者が減少してきていたところ、本年度は何とか持ちこたえた、と言える。とはいえ、2016年度の239名をまだ下回っており、志願者増加・受験者確保の課題はなお残されている（2018年度入試改革の概要については6.を参照）。

入試方式ごとに見ると、

A方式の志願者は58名（受験者57名）で前年度比113.7%（111.8%）、

B方式の志願者は145名（受験者125名）で前年度比116%（122.5%）、

C特別方式の志願者は9名（受験者9名）で前年度比450%（900%）、

D特別方式の志願者は1名（受験者1名）で前年度比100%（100%）

E特別方式の志願者は5名（受験者5名）で前年度比166.7%（250%）であった。

2017年度微増（2名増）であったA方式でも増加し、2017年度に前年度比で30%減らしたB方式でも増加している。また、C・D特別方式は、昨年に引き続き後期日程の志願者がゼロであった。E特別方式は、1名→3名→5名と着実に志願者が増加し、かつ志願者のレベルも高く十分に合格者を出すことができている、軌道に乗りつつある。なお、2017年度に志願者が激減したB方式については、2016年度との比較も必要であるが、2016年度（182名）の水準に回復したわけではないことも見ておく必要がある。

訴訟法オプション試験に関しては、B方式とE特別方式の志願者計150名のうち訴訟法オプション試験選択者は49名となり、その割合は32.7%（2017年度は前期に不実施であったため単純比較できないが30.9%）であった。

合格倍率（文科省基準での競争倍率）は、受験者197名に対し合格者は98名で、2.01倍となった。2016年度入試以来、3年連続で2倍以上となっている。

手続率（歩留まり率）については、最終手続者32名で32.7%であり、2017年度（23.1%）よりも改善している。また30.0%であった2016年度よりも改善しており、入試を3回化した2014年度（25.9%）以降では、2015年度（32.8%）に匹敵する水準になっている。

E特別入試では合格者5名のうち1名しか手続きをしなかった。国立大学が一斉に学部3年次用の入試を行った影響であるとみられる。

総合すると、既修者試験では志願者数の回復がなお課題であり続けているということ、未修者試験ではその歩留まり率について従来のような楽観的水準を想定しないほうがいいことが言える。

(2) 入試日程・入試会場

3 回の入試日程のもとで、これまでは中期日程（9 月）をメインにおいてきた。しかし、受験生の動向として、夏期休暇前に受験するというトレンドが出てきており、これまでフルスペックの入試メニューになっていなかった前期日程（8 月）をフルメニュー（訴訟法オプションおよびC・D 特別方式の実施）としたが、これは受験生のニーズに見合っていると思われる。

入試日程に関しては、前年度と同様に、前期日程の試験日は8月の第1日曜、中期日程の試験日は9月の最初の土日、後期日程の試験日は2月の最初の土日に設定して実施した。

（3）出身大学の構成・学内進学

志願者（延べ人数）については、立命館からの志願者数は117名（未修17・既修100）であり、昨年99名から一昨年水準（119名）に回復している。ただし、一昨年の既修者志願者は107名であったので、ここの部分が回復しきれていない。

合格者についてみると、立命館出身の合格者は54名（未修11・既修43）である。昨年度（47名）から増加しているが、2016年度の水準（56名（未修6・既修50））まであと一歩であり、やはり既修者が回復しきれていない。その他の大学からの合格者は、いずれも数としては統計的に有意なものではない。

立命館出身の入学予定者は20名（未修5・既修15）であり、手続率（歩留まり率）は37.0%であった。入試回数が3回となった2014年度入試以降、30%前後で推移してきたが、2018年度はそこから少し頭が出ている状況になっている。2018年度入学予定者全体のうち立命館出身者の占める割合は62.5%となっており、77.8%となった昨年度を除いても、やはり傾向的にその割合は高くなってきている（2016年度53.3%、2015年度43.2%、2014年度58.1%、2013年度49.1%、2012年度36.8%、2011年度45.4%）。

立命館大学出身者が本学の入学者に占める割合が多いことを踏まえても、志願者の質量確保のため、立命館大学法学部との連携強化をより促進することが最重要課題となる。法学部において法科大学院進学層を掘り起こすための諸企画も打っていく必要がある。その点は（7）に記す。

（4）奨学金

国公立および競合関係にある私立大学との競争上、奨学金政策は歩留まり率との関連が極めて強い。

2018年度入試（E方式除く）では、S奨学金付与者56名中18名が最終手続きをしている（2017年度は32名中11名、2016年度は29名中12名）。A奨学金は28名中11名が最終手続きをしている（2017年度は24名中5名、2016年度は31名中5名）。B奨学金は、14名中3名が最終手続きをしている。E特別入試に関しては、合格者全員に奨学金を給付するものとしているところ、最終手続きしたのはS奨学金の1名となった。

(5) 教育型入試・入学前プログラム

2014 年度入試より、入試成績を全受験者に開示することで、法科大学院進学希望者が、自身の学習到達度を認識でき、以後の学習にも役立つようなフィードバックを提供するものとしている（教育型入試）。教育型入試の導入は、2014 年度入試における受験者数の増加に関しては、一定の効果はあったとみられるが、その後、他大学も次々に導入してから、差別化要素がなくなり、もはや志願者動向に影響はないと言わざるを得ない。

入学前プログラムに関しては、従来から、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2014 年度入試以降は、年 2 回開催される合格者ガイダンスにおいて、既修者向けの入学前プログラムも実施している。2016 年からは 9 月の合格者ガイダンスにおいて、従来から行ってきた未修者向けの民法のスクーリングのほか、既修者向けの企画として、商法演習と民法演習の体験授業を行っている。この既修者企画は参加者には好評であり、継続が望ましいであろう。2018 年 3 月の合格者ガイダンスでは、法科大学院入学後の授業・学習のイメージを持ってもらうことを目的として、民事訴訟法の入門的な内容の模擬授業を実施した。この企画も参加者には好評であった。

(6) 訴訟法オプション試験

2016 年度から、B 方式（前期日程を除く）・E 特別方式の法律科目試験では、「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」を加えた計 7 科目を受験することもできるものとした（訴訟法オプション試験）。「訴訟法（民事訴訟法・刑事訴訟法）」は合否判定には用いないが、その成績に応じて「民事訴訟法 I」・「刑事訴訟法 I」のいずれかまたは両方の単位を認定する。実際の運用では、100 点満点で 60 点以上となった科目につき入学時に単位を認定するものとした。2018 年度は前期日程 B 方式でも訴訟法オプション試験を行った。

昨年と比較できる中期日程で見ると、B 方式志願者が増加しているにもかかわらずオプション試験の受験者が減っている状況である。このオプション試験が歩留まり率を上げているのではないかと、この見方が昨年なされたが、必ずしもそうではない（(1) 参照）。

(7) 広報

近年の志願者減から、広報の強化は課題となっている。そもそも法科大学院を志望する人数が減少しているもとの、効果的なところに手を広げて広報を打つことと、志願者の掘り起こしも必要になる。

学外の進学説明会は、大手マスコミ系の進学説明会（朝日新聞社主催（大阪）、読売新聞社後援（大阪）、予備校（辰巳）主催の進学説明会（大阪・東京・名古屋・福岡）に参加した。さらに、本学大学院課主管の学内（大阪茨木キャンパス・衣笠キャンパス、APU）での進学説明会にも参加した。また、2013 年度入試からはリクルートによる WEB 上の合同説明会「ロースクール LIVE」に毎年参加している。新聞社、予備校の説明会については、読売新聞社のものを除き、いずれも、全体の来場者がそもそも少なくそのためにブースに来る人数

も限られる状況であった。学内進学説明会については、6月に開催されたものは法務研究科の会場に来る4回生が衣笠・APUともに事実上ゼロであった。11月に開催されたもの(衣笠・OIC)については、3回生を主要なターゲットとして想定して参加したところ、各2名ずつの参加を得た。

そのほか、他大学を個別に訪問して入試広報を行った。また、法学部がある大学で、このような取り組みが行えていないところは引き続き課題である。

本学への主たる進学層である立命館大学法学部生を、どのようにして法科大学院進学に振り向けるか、立命館大学法科大学院に進学させるかという観点からも、広報戦略を考える必要がある。

2013年度入試より、立命館法学部生を主たる対象として入試過去問解説会を実施してきたが、年度を追うにつれ、参加者が減少している。そもそも法科大学院進学希望者が減っていること、他大学でも同様の企画があり、新奇性に乏しくなってきたこと、などが原因として考えられる。そこで、法学部における法科大学院進学層の掘り起こしも狙いつつ、「Aが取れる答案作成法」と打ち出し、低回生(主なターゲットは司法特修2回生)にもアピールできるようなものにリニューアルして実施したところ、参加者が急増した。

また、4月にジュリナビとタイアップして、法科大学院進学者のキャリアパスをイメージさせる企画を行った。社会に根深く存在している法曹および法科大学院のマイナスイメージを払拭することにより、法科大学院から目を背けていた優秀層をもう一度法科大学院の方に目を向けさせることを狙っている。

6. 2019年度入試の改革点

- ①適性試験の受験を不要とする。
- ②面接を要しないA・B方式と、面接を要する入試方式とで、志望理由書の内容と分量について区別し、志望理由書を以て書類審査を行い、点数化せずに合否のみで判断する。
- ③中期のみ大阪会場を設け、東京会場を廃止する。大阪会場については、OICから梅田キャンパスに変更する。
- ④他の研究科同様、Web出願に切替える。
- ⑤転入学試験は実施しない。

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

(1) 履修指導

1年次においては、必修単位数、受講登録上限単位数との関係でほぼ履修選択の余地はないが、2年次以降は、学生が目指す様々な法曹に対応するため、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法

務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルに示された先端・展開科目の中から、履修するように指導している。

(2) 正課のフォローアップ

2017年度も専任教員全員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了後の質問の受付は、時間割が許す限り、すべての科目で励行されている。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりするなど工夫されている科目もある。

(3) LET の利用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB 等により提供されている判例、文献情報等、法科大学院の学習生活に LET は欠かせない存在となっている。また2009年度より、院生の便宜のため、法律基本科目では過去の定期試験問題および講評を LET で公表している。

なお、LET のほか、全学では manaba+R、CAMPUS WEB も稼動しており、法科大学院生は3つの画面を確認する必要があるが生じている。2018年度以降は、お知らせ機能を manaba+R に統一し、LET については LEX/DB 等の法令・判例情報サービスのみの特化する予定である。

(4) 入学前指導など

合格者ガイダンスは10月および3月の2回実施した。10月のガイダンスでは全体ガイダンスのほか、未修・既修のグループ別懇談会、未修・既修別企画として、未修者「法の学び方、法科大学院での学習の仕方」、既修者「既修者コース授業体験企画～先輩院生による授業を体験～」を実施した。3月のガイダンスでは、全体ガイダンスのほか、導入講義「あの教科書の先生が教える法科大学院の歩き方～民法と民事訴訟法のやさしいお話～」、交流会（ティーブレイク）を実施した。

入学前プログラムについては、従来、未修者向けの民法の通信添削とスクーリングを実施していたところ、2017年度より対象を既修者にも広げた上で、「民法の基礎を学ぶ-改正前民法と改正民法」として実施した。

(5) オリエンテーション企画

従来どおり4月1日から4日間の日程で実施した。1日目は新入生歓迎式典、カリキュラム・履修ガイダンス、学籍・学修生活ガイダンス、クラス別懇談会、入学祝賀パーティ、2日目は全学の入学式、3日目は先端展開科目ガイダンス、ワシントン・京都セミナーガイダンス、エクステンションセンター説明会、LET 利用説明会、ライブラリーツアー、実務総合演習ガイダンス、4日目はジュリナビによる「キャリアデザインガイダンス」、現役弁護士による講演会「法科大学院での学習姿勢と弁護士の仕事」を実施した。

(6) エクスターンシップ・リーガルクリニック

本大学院の特色の1つである選択必修科目であるエクスターンシップ（法律事務所・自治体・企業研修）及びリーガルクリニックについては、春期受講者が夏期受講予定者に、夏期受講者が次年度の春期受講予定者にそれぞれ研修経験を伝えることによって、研修の充実

を図っているところ、2017年度は6月に経験交流会、11月に選択希望説明会を実施した。

(7) 授業懇談会・学生面談

前期、後期とも学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容や授業の持ち方等に関する質疑や意見交換を行った。法科大学院設置初期と異なり院生からの意見は減少しつつあるが、これまでと同様に、院生からの意見、要望は可能な限り授業に反映してきている。学生面接は、前・後期に1回ずつ実施し、院生の学習上の悩みや相談に対しアドバイスを行った。さらに2017年度からは既修者向けに、入学直後のフォローアップ面談を開始した。

2. 進路就職指導

(1) 司法試験について

司法試験に関する弁護士ゼミ等は2017年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007年6月6日）1条）、本学法科大学院とは独立した組織である。

(2) キャリアデザイン

法科大学院の在學生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009年度より、エクステンションセンター主催による講演会などが実施されている。

2008年度から毎年、法科大学院同窓会主催（法科大学院、キャリアオフィス後援）により、法曹業務の魅力や法曹就職活動の実態を在學生・修了生に紹介する講演会が開催されてきており、2017年度は9月に開催された。

2017年度以降、法科大学院生のキャリアデザインおよび就職支援を一層強化するため、さまざまな施策に取り組んでいる。4月のオリエンテーション時には新入生対象の「キャリアデザイン企画」を実施し、現在の法曹求人マーケットの最新状況を伝えたほか、9月には本学を会場に「関関同立法科大学院就活セミナー」を開催した。ジュリナビとは今後、さらに関係を強化する目的で、9月には「キャリア支援に関する連携協定」を株式会社ジュリステイクスと締結した。また、2017年度は複数の企業から学内採用説明会の依頼があり実施した。

(3) その他

本研究科は、開設以来、現行の司法試験において2017年度の合格者を含め、488名の合格者を輩出し、わが国の法曹会に確固とした地位を築いてきた。また、法曹以外の分野でも、企業の法務部門や国家・地方公務員、裁判所事務官等に多様な人材を送り出している。

司法試験以外の進路へ変更した者や、受験回数制限を超えた者のキャリア支援については積年の課題であった。進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月から、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける1次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて進路変更希望に応じ、キャリアオフィス（民間企業へに就職希望

の場合) やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備され、求人票の公開も行われてきたが、十分機能しているとは言いがたい状況であった。

今後、より組織的なキャリア支援の実施を目指し、前述の株式会社ジュリスティックスとの連携協定のほか、専門のキャリアコンサルタントが常駐してのキャリア相談が実施できるようオムロンエクスパートリンク社と協議を進めた。この結果、同社を中心に、法務系で進路支援の経験が豊富なキャリアコンサルタントの派遣、各種ガイダンスや説明会の実施について契約に至り、2018年度以降、展開する見込みがついた。

また、2016年度から実施の「修了生一斉進路動向調査」について、2017年度も同様に実施し、次年度以降の司法試験受験資格のない者、および受験資格はあるものの法務専修生登録をしていない者の進路把握に取組んだ。

VII 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

授業活動に付随する事務的な作業の多くは、教授会及び各種委員会の決定に基づき、事務職員が担当している。また、大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生を、教育活動補助のためのティーチングアシスタントとして採用する制度を設けている。この制度に基づき、学生からの質問対応、小テストの採点といった活動を担っており、2017年度も前期後期とも各1名を採用した。

法科大学院の2017年度認証評価では、事務職員が8人配置され、教育を支援するための事務職員体制は整備されていると評価された。事務体制に問題は生じていない。

VIII 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2017年度においては、合計19回の教授会を開催した。

IX 2017年度研究業績 (対象：2017年4月～2018年3月)

教員名	種別	概要			
		名称	単著 共著	発行/ 発表年	発行所・発表雑誌等
市川 正人	論文	「表現の自由と最高裁」	単著	2017年7月	佐藤幸治・泉徳治編『滝井繁男先生追悼論集 行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ』(日本評論社)113-125頁

	論文	「わが国における『司法審査と民主主義』論の経緯と展望」	単著	2017年10月	憲法理論研究会編『展開する立憲主義』(敬文堂)161-173頁
	論文	「公共施設における集会の自由に関する一考察-金沢市役所前広場訴訟を素材に-」	単著	2017年12月	立命館法学373号1-33頁
	論文	「適用違憲・再考-違憲審査と違憲判断の方法について(二)-」	単著	2018年2月	立命館法学374号105-144頁
大下 英希	論文	「競売入札妨害罪の成立過程」	単著	2018年3月	立命館法学375・376号
北村 和生	著書	『行政法の基本[第6版]』	共著	2017年4月	法律文化社、P88~P119、P215~P254
	著書	『自治体法務検定公式テキスト基本法務編平成30年度』	共著	2018年3月	第一法規、本人担当部分182-188頁、197-202頁(交告尚史と共同執筆)、232-248頁(田村達久と共同執筆)、249-258頁
	論文	「行政の情報提供義務と国家賠償責任」	単著	2017年7月	行政法研究19号、行政法研究19号69-89頁
	論文	「フランスの地方公共団体における法律専門家の役割」	単著	2018年3月	大阪大学出版会、高橋明男編『日本型法治主義を超えて』209-221頁
坂田 隆介	論文	「アメリカ判例の最前線3-King v. Burwell, 135 S.Ct. 2480(2015)判決」	単著	2017年10月	法学セミナー753号
島田 志帆	論文	「ドイツ法における適時開示規制-フェア・ディスクロージャー・ルールとの関係を中心に-」	単著	2017年12月	『立命館法学』、立命館大学法学会、2017年4号、pp.273~299
高田 昭正	その他	〔判例研究〕「一事不再理効の範囲」	単著	2017年4月	有斐閣、『刑事訴訟法判例百選[第10版]』222~223頁
多田 一路	論文	「議会以外のルートによる民主主義の調達」	単著	2017年8月	浦田一郎古稀『憲法の思想と発展』、501-517頁
平野 哲郎	著書	『医師民事責任の構造と立証責任』	単著	2018年2月	日本評論社
	論文	「カンファレンス尋問:カンファレンス鑑定や書面鑑定を超えて」	単著	2017年8月	年報医事法学32号、34-40頁
	論文	「医師民事責任の構造と立証責任」	単著	2017年9月	判例時報、12-27頁
	論文	「診療ガイドラインの策定と裁判規範の形成」	単著	2017年12月	立命館法学373号、348-378頁
	その他	「区分所有法59条の競売請求権を被保全権利とする処分禁止の仮処分(最決平成28年3月18日)」	単著	2017年6月	私法判例リマックス55号、110-113頁
渕野 貴生	論文	「録音録画記録媒体の実質証拠化をめぐる問題点」	単著	2017年7月	季刊刑事弁護91号、26~33頁
	論文	「被害者の刑事手続への関与とデュープロセス」	単著	2017年9月	指宿信編『シリーズ刑事司法を考える 第4巻 犯罪被害者と刑事司法』(岩波書店)、26~47頁
	論文	「費用補償の理念と補償すべき範囲」	単著	2018年3月	立命館法学375=376号、358~383頁
	その	田岡直博=石側亮太=今村核	共著	2017年7月	季刊刑事弁護91号、14~25

	他	=小坂井久=波床昌則=渕野貴生「<座談会>取調べ録音録画媒体の実質証拠化をどう考えるか」			頁
松岡 久和	著書	『18歳からはじめる民法[第3版]』	共著	2017年4月	法律文化社
	著書	『Before/After 民法改正』	共著	2017年9月	弘文堂
	論文	「民法改正・特集の趣旨」	単著	2017年5月	有斐閣、民商法雑誌 153 巻 1 号 1-7 頁
	論文	「契約による担保」	単著	2017年8月	信山社、民法研究第2集東アジア編第3号 7-16 頁
	その他	「債権の売買と再売買が譲渡担保であるとして金銭消費貸借に準じる取引に利息制限法を類推適用した事例」	単著	2017年10月	日本評論社、現代民事判例研究会編『民事判例 15 2017 年前』94-97 頁
	その他	「不動産所有権の取得時効完成後に設定された抵当権と再度の取得時効の完成」	単著	2018年3月	有斐閣、潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権[第8版]』118-119 頁
	その他	「転用物訴権」	単著	2018年3月	有斐閣、中田裕康・窪田充見編『民法判例百選 II 債権[第8版]』160-161 頁
	その他	『デイリー六法[平成30年版]』	共著	2017年10月	三省堂
松宮 孝明	著書	『「共謀罪」を問う—法の解釈・運用をめぐる問題点—』	単著	2017年10月	法律文化社
	論文	「ギンター・ヤコブスの刑法理論と日本刑法学」	単著	2017年4月	『山中敬一先生古稀祝賀論文集[上巻]』成文堂、29-44 頁
	論文	「「自由刑の単一化」と刑罰目的・行刑目的」	単著	2017年4月	法律時報、89 巻 4 号 79-83 頁
	論文	「再審請求審および再審公判と「訴因変更」」	単著	2017年12月	刑法雑誌、57 巻 1 号 34-49 頁
	論文	「井戸田「公訴権濫用論」について」	単著	2018年1月	季刊 刑事弁護、117-124 頁
	論文	「「目的犯」と危険運転致死傷罪における「通行妨害目的」	単著	2018年3月	『市民的自由のための市民的熟議と刑事法 増田豊先生古稀祝賀論文集』勁草書房、339-359 頁
	論文	「背任罪における「財産上の損害」、「任務違背」、「図利加害目的」の関係」	単著	2018年3月	立命館法学 375・376号 2166-2190 頁
松本 克美	著書	『現代日本の法過程・上巻・宮澤節生先生古稀記念』	共著	2017年5月	信山社
	著書	『大改正時代の民法学』	共著	2017年12月	成文堂
	著書	『社会の変容と民法学の課題・上巻・瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集』	共著	2018年3月	成文堂
	著書	『基本講義消費者法・第3版』	共著	2018年3月	日本評論社
	論文	「民事消滅時効への被害者学的アプローチ — 児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために —」	単著	2017年6月	被害者学研究、27 号 30-41 頁

	論文	「拘留所に収容された被拘留者に対する国の安全配慮義務の有無」	単著	2017年7月	末川民事法研究、1巻 13-18頁
	論文	「土地工作物責任」	単著	2017年11月	月刊司法書士 549号 35-39頁
	論文	「安保健法と損害論—ジェンダーの視点もふまえて」	単著	2017年12月	ジェンダー法研究4号 67-76頁
	論文	「後遺症と時効」	単著	2017年12月	立命館法学373号1048-1070頁
	論文	「民法改正と建築瑕疵責任」	単著	2018年3月	立命館法学375・376号2191-2217頁
	その他	「改正民法の特徴と課題」	報告	2017年6月	立命法曹会勉強会、大阪弁護士会館
	その他	「安全保障法制による影響—ジェンダーの視点からの損害論」	報告	2017年8月	シンポジウム「安全保障法制とジェンダー」明治大学リバティータワー1Fホール
	その他	「不動産取引における不法行為責任、」	学会発表	2017年11月	第27回日韓土地法学会大会、韓国・釜山大学
	その他	「民法改正と建築瑕疵責任」	特別講演	2017年11月	欠陥住宅全国連絡協議会第43回名古屋大会、名古屋市・栄ガスビル
	その他	「改正民法の特徴と課題」	報告	2017年6月	立命法曹会勉強会、大阪弁護士会館
	その他	「安全保障法制による影響—ジェンダーの視点からの損害論」	報告	2017年8月	シンポジウム「安全保障法制とジェンダー」明治大学リバティータワー1Fホール
湊 二郎	著書	『判例行政法入門〔第6版〕』	共著	2017年12月	有斐閣、32～43頁
	論文	「地区詳細計画と土地利用計画の関係に関する規定の違反とその効果—ドイツ建設法典における計画維持に関する一考察」	単著	2017年12月	『立命館法学』373号、209～249頁
	論文	「都市計画を争う訴訟の現状と課題」	単著	2018年2月	『立命館法学』374号、1～42頁
	その他	「記念館条例を廃止する条例の制定行為の処分性が否定された例」	単著	2017年10月	『新・判例解説 Watch/2017年10月』、日本評論社、59～62頁
	その他	『行政判例百選Ⅱ〔第7版〕』	共著	2017年11月	有斐閣、342～343頁
村田 敏一	論文	「保険法における「保険契約」（保険法2条1号）の意義と解釈—再論」	単著	2017年12月	生命保険論集（生命保険文化センター）201号1頁～21頁
	その他	「二段階取引における全部取得条項付種類株式の取得価格—ジュピターテレコム事件最高裁決定」	単著	2017年7月	私法判例リマックス 55号（2017年下）74頁～77頁
山口 直也	論文	「少年刑事裁判における少年法55条移送判断のあり方」	単著	2017年7月	『刑法雑誌』56巻3号、401-412頁
	論文	「第7講 捜査・予防活動」「第16講(1) 世界の少年法:アメリカ」	単著	2017年10月	守山正・後藤弘子編著『ビギナーズ少年法(第3版)』128-148頁、288-303頁
	論文	「脳科学・神経科学と適正手続保障—米国連邦最高裁 J.D.B.」	単著	2017年10月	『犯罪社会学研究』42号、50-64頁

		v. North Carolina 判決の検討 を中心にー」			
	その他	「少年法の適用年齢」	単著	2017年7月	『刑法雑誌』56巻3号、489-493頁
	その他	「脳科学・神経科学の進歩と米 国少年司法の変容、そしてわ が国への影響」	単著	2017年10月	『犯罪社会学研究』42号、4-10頁
和田 真一	著書	『18歳からはじめる情報法』	共著	2017年4月	法律文化社、26-31頁、38-43頁
和田 吉弘	著書	『基礎演習民事訴訟法〔第3 版〕』	共著	2018年2月	弘文堂、240頁～252頁
小田 幸児	論文	「裁判員裁判における科学的 証拠と専門家証人に対する尋 問」	共著	2017年9月	成文堂 浦功編著『新時代の 刑事弁護』所収
	論文	「専門家に対する主尋問ーそ の準備と実践」	共著	2017年9月	現代人文社『実践刑事証人 尋問技術 Part2』所収
中村 修輔	その他	「駐車と運行」	単著	2017年10月	有斐閣『交通事故判例百選 第5版』p.26
山崎 笑	著書	『新実務家のための税務相談 (民法編)』	共著	2017年6月	有斐閣
	著書	『新実務家のための税務相談 (会社法編)』	共著	2017年6月	有斐閣

以上